

第2次瑞穂町環境基本計画 (概要版)

「自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ」を目指して



瑞穂町

第2次瑞穂町環境基本計画の策定にあたって

瑞穂町では、平成19年4月に「瑞穂町環境基本条例」を施行し、町民、事業者及び行政の環境に関する責務などについて定めました。

この条例の基本理念を具体化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成21年3月に「瑞穂町環境基本計画」を策定(平成27年3月改訂)し、基本目標を「自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ」と定め、瑞穂町の環境保全等に資する施策の総合的な推進を図ってきました。

しかしながら、この10年間に自然環境や社会情勢の変化に伴う事象は顕著になってきました。

ひとつには、地球温暖化が原因とされる気候変動です。町でも台風による豪雨や強風によって、かつてない短時間強雨や最大瞬間風速を記録し、何度も甚大な被害を経験しました。

また、社会情勢の変化においては、人口減少と高齢化による空き地や空き家、遊休農地の増加など、私たちの生活環境に少なからず影響が生じてきています。

さらに、私たちの日常生活に大きな利便性をもたらしてきたプラスチック製品による海洋汚染も地球規模の大きな課題となっています。

一方で、瑞穂町には狭山丘陵をはじめとした豊かな自然環境が残されていて、私たちの日常生活に潤いと安らぎを与えてくれています。

私たちには、先人たちによって守り受け継がれてきたこの豊かな環境を、未来に引き継ぐ責任があります。そのために、身近な環境問題に関心を持ち、できることから一つずつ取り組んでいくことが大切です。

「第2次瑞穂町環境基本計画」は、それぞれの地域で住みよい環境を保全し、将来にわたって活力のある社会が維持できる「持続可能な社会」を目指して策定しました。

これからも、計画の基本目標に掲げている”自然とふれあい、安心して暮らせるまち”であり続けるために、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、町民、事業者の皆様をはじめ、環境審議会及び関係者の方々から多くの貴重な御意見や御提案を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

平成31年3月



瑞穂町長 杉 浦 裕 之

こんなまちを目指します（基本目標）

自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ

こんな環境を目指します（望ましい環境像）

- ① 地域から地球環境の保全に貢献し、次の世代に地球を引き継ぐまち
- ② 狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り、育て、人と自然が共生するまち
- ③ きれいな空気・水、清らかな土地を大切にし、みんなが安心して暮らすことのできるまち
- ④ 歴史と文化を大切にし、みんなが快適に暮らせるまち
- ⑤ みんなで考え、みんなで行動するまち

第 2 次瑞穂町環境基本計画の概要

瑞穂町では、平成 21（2009）年 3 月に策定した瑞穂町環境基本計画を見直し、第 2 次計画を策定しました。

■計画の目的

環境基本条例の基本理念を具体化し、環境の保全、回復及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかることです。

■計画の位置づけ

環境基本条例に基づいて策定し、「第 4 次瑞穂町長期総合計画後期基本計画」を上位計画とする環境分野の基本計画です。

■計画の主体

町、町民及び事業者がみんなで取り組む計画です。

■計画の期間

平成 31（2019）年度から平成 40（2028）年度までの 10 年間です。

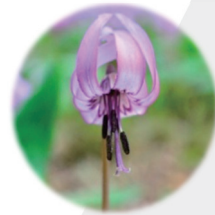
■計画の基本目標

「自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ」

自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ

望ましい環境像①

地域から地球環境の保全に貢献し、
次の世代に地球を引き継ぐまち



カタクリ
(さやま花多来里の郷)

基本方針	施策
1 温室効果ガスの排出抑制のために	◇ 総合的に温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいきます ◇ 省エネルギーに取り組んでいきます ◇ 再生可能エネルギーの利用に取り組んでいきます ◇ 自動車排出ガスによる環境負荷を低減していきます ◇ フロンなどの適正処理及び使用抑制をすすめていきます
2 気候変動への適応をすすめるために	◇ 気候変動の影響への適応をすすめます ◇ 地球環境問題に関する情報を提供していきます
3 ごみを減らし、環境負荷の少ない暮らしのために	◇ 家庭から出るごみを減らします ◇ 事業者が排出するごみを減らします ◇ 町全体のごみを減らします ◇ 不法投棄・不適正排出を防止していきます ◇ 災害発生時における生活環境確保のために備えます ◇ ごみの適正処理に関する情報を提供していきます
4 資源の効率的な利用のために	◇ 資源の再利用をすすめていきます ◇ 環境に配慮した製品の利用をすすめていきます

望ましい環境像④

歴史と文化を大切にし、
みんなが快適に暮らせるまち



シクラメン
(シクラメン街道)

基本方針	施策
13 快適で美しいみずほを創っていくために	◇ 瑞穂の特性を活かした景観づくりをすすめていきます ◇ 景観についての意識向上をはかっていきます
14 魅力ある温かいみずほを創っていくために	◇ 人にやさしいまちづくりをすすめていきます ◇ 憩いのあるまちづくりをすすめていきます

望ましい環境像②

狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな
生き物を守り、育て、人と自然が共生するまち

基本方針	施策
5 豊かな緑を守り、育てていくために	◇ 緑地を保全し、育成していきます ◇ 農地の保全をすすめていきます ◇ 緑を守り育てるための住民活動を推進していきます
6 多様な生き物を守り、育てていくために	◇ 生き物が棲みやすい環境づくりをすすめていきます ◇ 生物の生息状況等についての情報を提供していきます
7 水辺を守り、育てていくために	◇ 水辺を保全していきます ◇ 流域自治体などと連携し、良好な水環境を創っていきます ◇ 調査・監視体制を充実し、情報を提供していきます



狭山丘陵お伊勢山遊歩道



六道山展望塔からの眺望

望ましい環境像③

きれいな空気・水、清らかな土地を大切にし、
みんなが安心して暮らすことのできるまち

基本方針	施策
8 きれいな空気を守っていくために	◇ 固定発生源からの環境負荷を低減していきます ◇ 悪臭を防止していきます ◇ 調査・監視体制を充実し、情報を提供していきます
9 きれいな水を守っていくために	◇ 水を汚す物質の排出を防止していきます ◇ 調査・監視体制を充実し、情報を提供していきます
10 不快な騒音や振動をなくしていくために	◇ 騒音・振動の発生を防止していきます ◇ 騒音を調査し、情報を提供していきます
11 清らかな土地を守っていくために	◇ 土壌汚染の防止対策を推進していきます ◇ 地盤沈下の防止対策を推進していきます ◇ 汚染状況を調査し、情報を提供していきます
12 様々な公害を防いでいくために	◇ 有害化学物質による汚染を防止していきます

望ましい環境像⑤

みんなで考え、
みんなで行動するまち



カワセミ
(残堀川)

基本方針	施策
15 みんなで学び、協力していくために	◇ 環境教育、環境学習をすすめていきます ◇ 環境に関する様々な情報を提供していきます
16 連携・協働による取組を広げていくために	◇ 様々な活動を支援していきます

重点プロジェクト

計画の実効性をより高めるため、優先して取り組んでいく3つの重点プロジェクトを示します。

重点プロジェクトの推進にあたっては、庁内の関係部署が横断・連携して取り組みます。また、町民や事業者等による環境保全行動の実践を先導し、持続可能な社会への貢献に向け、各主体が協働することによりプロジェクトの展開・浸透をはかっていきます。

（１）狭山丘陵をはじめとする自然環境との共生の取組

- ◇ 町内のボランティア団体、NPO、専門家との連携のもと野生生物の生息環境の保全について啓発を行います。
- ◇ アライグマ、ハクビシン、アメリカオニアザミなどの外来生物対策をすすめます。
- ◇ 瑞穂町郷土資料館「けやき館」などを拠点とし、町の自然と共生してきた歴史・文化、自然環境や生物多様性に係る情報を発信します。



郷土資料館「けやき館」

＜取組による波及効果＞

町外からの来訪者の増加 ／ 観光振興、地域活性化

（２）緩和策と適応策を両輪とする地球温暖化対策の推進

- ◇ 公共施設での再生可能エネルギーの利用をすすめます。
- ◇ 再生可能エネルギーの利用に係る町民・事業者への情報提供・発信を行います。（太陽光発電・蓄電池による電力の自家消費など）
- ◇ 気候変動や地球温暖化対策に係る情報を発信します。
- ◇ 地下水かん養のため、公共施設での雨水貯留浸透施設の整備、浸透性舗装の利用、町民・事業者への啓発を行います。



出典：環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

＜取組による波及効果＞

利便性が高く、快適なまちづくり ／ 防災・減災

（３）協働による環境保全活動のための基盤づくり

- ◇ 身近な環境問題が地球に及ぼす影響を啓発するなど、各主体が自発的に環境配慮行動を実践できるよう支援します。
- ◇ ふるさと学習「みずほ学」をはじめ、地域の理解促進と各地域の課題解決に向けた取組を推進します。
- ◇ 課題解決にあたっては、地域の関係者と共に監視体制を強化するなど協働事業の推進につとめていきます。
- ◇ 町内の環境団体やリーダーの育成につとめます。



ふるさと学習「みずほ学」の様子

＜取組による波及効果＞

地域のコミュニケーションの増進 ／ 地域における住民同士のつながりの深化

町民・事業者のみなさんによる環境配慮行動

日常生活や事業活動の場において取り組むことのできる行動を整理し、「環境配慮行動・指針」として示します。
町民、事業者のみなさんには、それぞれの立場で、できるところから取り組みましょう。

町民の環境配慮行動（抜粋）

居間や各部屋で	◇ 室温は、冷房時は 28℃を目安に、暖房時は 20℃を目安に調節しましょう（無理のない範囲で取り組んでください）。 ◇ 白熱電球や蛍光灯はLED電球に交換しましょう。
洗面所・風呂場で	◇ 水道を使用する時は、水の流しっぱなしはやめましょう。 ◇ 暖房便座は、使わない時はフタをしめましょう。
掃除・洗濯	◇ 掃除機のフィルターは、こまめに清掃しましょう。
台所で	◇ 生ごみがあまり出ないよう調理方法を工夫するとともに、適切な量を調理し、食べ残しを出さないようにしましょう。 ◇ 使用済みの食器は、油などの汚れを古紙や古布で拭き取ってから洗いましょう。
ごみ出し	◇ ごみはきちんと分別して、所定の場所へ決められた時間に出しましょう（分別の方法は、ごみの分別事典及びごみ・資源物収集カレンダーを参照してください）。 ◇ 資源ごみの分別をし、燃やせるごみを減らしましょう。 ◇ 生ごみや油は、下水道へ流さないようにしましょう。
外出	◇ できるだけ公共交通機関や自転車、徒歩など環境への負荷の少ない移動手段を選びましょう。 ◇ 自動車の運転をする時は、エコドライブを心がけ、安全運転をしましょう。 ◇ 喫煙者は喫煙可能な場所以外での喫煙や歩きタバコを行わないようにしましょう。
買い物	◇ 過剰包装を断り、マイバッグを利用しましょう。 ◇ エコマーク商品やリサイクル商品を積極的に購入、使用しましょう。 ◇ 地元の農産物を積極的に購入し、地産地消につとめましょう。
取り入れる	◇ ライフスタイルを見直し、省エネルギーと節水につとめましょう。 ◇ 生垣の設置、自宅の庭への植樹、壁面緑化や屋上緑化などにより、町に緑を増やしましょう。
自然や生き物とふれあう	◇ ペットの散歩はマナーを守り、ふんの処理なども飼い主が責任を持って行いましょう。
学ぶ、参加・協力する	◇ 省資源・省エネルギー行動に関する新たな工夫や情報の収集につとめましょう。 ◇ 全町一斉清掃に、積極的に参加しましょう。 ◇ 町内会・自治会などが実施する資源回収活動に積極的に協力しましょう。

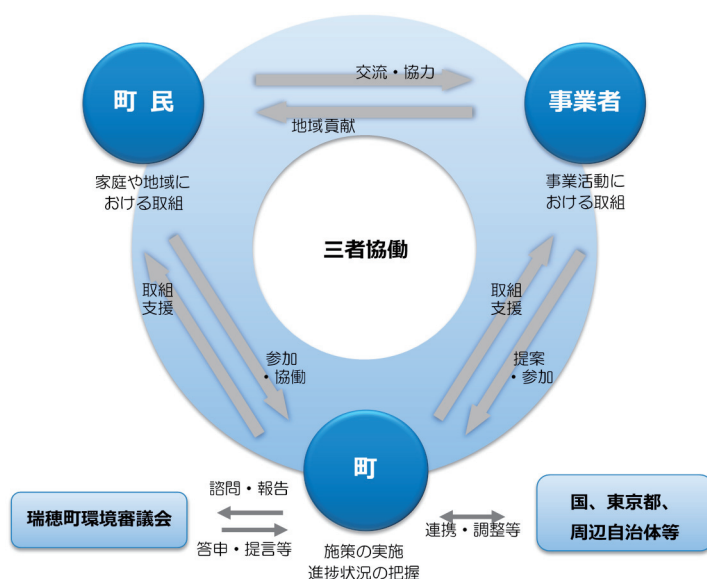
計画の推進体制と進行管理

■計画の推進体制

第2次計画の実効性を高め、効果的な推進をはかるために、町、町民および事業者が協働しながら、それぞれの役割を自主的に果たすよう推進体制の整備につとめます。

町は、第2次計画の効率的な推進に向けて、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施について庁内関係部署で協議を行うとともに、施策間の調整を行います。これらを効率的に実施していくため、町民、事業者を含めた推進体制の整備につとめます。

●計画の推進体制



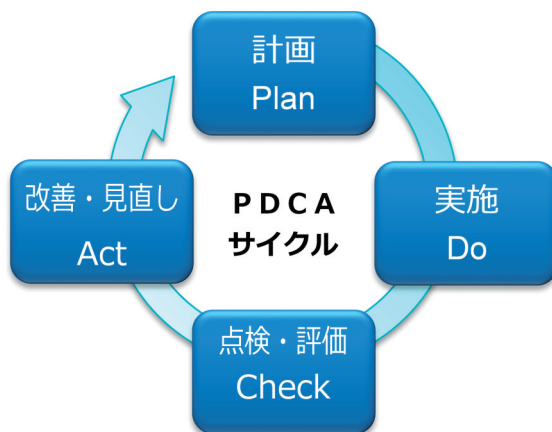
■計画の進行管理

第2次計画に掲げる施策を着実に推進していくために環境マネジメントシステムの考え方である計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Act）というPDCAサイクルに基づき、本計画の進行管理を行います。

町は、環境の状況や施策・事業、重点プロジェクトの進捗状況を評価するため、環境目標・指標を把握していきます。

第2次計画の進捗状況及び施策の実施状況に関しては、毎年、環境審議会へ報告するとともに広報みずほやホームページなどを利用して公表していきます。

●PDCAサイクル



第2次瑞穂町環境基本計画（概要版）

平成31（2019）年3月

発行：瑞穂町

企画・編集：住民部環境課

〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 1723 番地
（みずほリサイクルプラザ内）

TEL 042-557-0544 FAX 042-557-1853

e-mail kankyo@town.mizuho.tokyo.jp

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

